

議案第91号

所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について

所沢市下水道条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定を踏まえ、排水設備指定工事店の指定等に係る欠格条項について所要の改正を行うとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市下水道条例の一部を改正する条例

所沢市下水道条例（昭和40年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第9条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第9条の3第1項第4号オ中「エ」を「オ」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条の7第2項第1号を次のように改める。

(1) 心身の故障により責任技術者の職務を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第9条の7第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。